

「只今、議題となりました労働組合法案の提案の理由を説明致します。産業の發達に伴ひます、労働者が團結して、其自助的手段に依り、地位境遇の改善向上を圖るに至りますことは、是れ自然の現象でありまして、我國が近代的産業組織を採用致したる以上、當然に生ずべき結果と申さねばなりません。此労働者の團結運動に對しまして、結社の自由は既に憲法の保障するところなるが故に、特に法制を設くるの要なしと云ふ理由の下に法律に觸れざる限り、之を自由に放任いたしました。労働者の團結運動に關聯して起る所の事業主、労働者の諸般の紛議は、兩者の間の實力の解決に委ね、之れに基因する所の産業界並に社會の不安を、拱手傍觀するが如きは國家として執るべき態度ではないと信じます。近時我國に於きましても、労働組合の組織せらるゝもの漸く多く、昭和五年六月末に於きまして、労働組合の數六百五十、其組合員數實に三十四萬二千餘人に上つて居ります。此情勢に鑑みまして、今日労働組合法を制定いたしました。上労働組合の地位は頗る重要となつて來たのであります。此情勢に鑑みまして、今日労働組合法を制定いたしました。法律上労働者の團結を公認すると共に、其組織及び行動に關し、據るべき基準を與へ、其の運動をして秩序統制あらしむることは、誠に喫緊の要務であると信するのであります。蓋し、現在我國に於きましては、労働組合の組織に關しては、據るべき特別の法制なく、労働組合は未だ法律上公認されて居りませぬ爲め、往々にして不適當なるもの、如く考へられ、之が爲め勞資間の關係協調増和を缺き、不必要に事端を醸し、紛議を生ずること稀でありませぬ。又之が爲め労働組合に於いても、勢ひ事業主に對し抗爭的手段に出で、其行動自然に矯激に流れる場合が有ります。斯くの如きは決して勞資の融和、産業界の健全なる發展を期する所以では無いのであります。此意味に於いて、第一に労働組合を法律上公認する必要を感ずるのであります。」

労働組合を法律上公認して、その社會的職分を認めると云ふことは、一面その社會的責任を自覺せしめ、其自重を促す所以でありまして、之に依つて自然に其行動を穩健中正ならしむることを得る次第であると信するのであります。尙、現在我國多數の労働組合の中には、間々矯激不當なる行動に出ずるものないとは言へませぬが、是は労働組合の進むべき正道にあらざることを勿論でありまして、政府も亦之を是認し、又は之を放任せんとするものではないのであります。其行動にして社會の公安を害するが如きものに對しては、法に照して嚴に處罰すべきことを勿論でありまして、又現に左様致して居る次第であります。本法案に於きましては、更に進んで労働組合の行進が法規に違反し、又は公益を害する等の場合付、相當之が監督是正の方法を規定致しまして、労働組合運動に規律を與へんとするものであります。決して漫然労働組合を保護して、不法不當、或は矯激なる行動を是認せんとするものではないのであります。〔法案内容略〕之を要するに、労働組合法制定の目的は、労働組合を正しき軌道に乗せて、之を穩健中正に導き、産業の健全なる發達と社會の平和とを期するに外ならぬのであります。」

労働組合法の制定の趣意

同時に政府は、労働組合法の改正案を労働組合法案の制定と不即不離の關係に於て提出した。即ち左の如し。

労働組合法の制定案

- 労働組合法中左ノ通り改正ス
- 第一條ニ左ノ一項ヲ加フ
第一項ニ掲グル以外ノ事業ニ於テ労働爭議發生シタル場合ニ於テ著シク關係地方ノ産業又ハ公益ヲ害スル虞アリト認メタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調査委員會ヲ開設スルコトヲ得當事者ノ請求ナキ場合ト雖モ行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ亦同シ
 - 第一條ノ二 前條第一項若ハ第三項ニ規定スル労働爭議ニ付當事者ノ請求アリタルトキ若ハ行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ同條第二項ニ規定スル労働爭議ニ付當事者雙方ノ請求アリタルトキハ行政官廳ハ當該官吏ヲシテ調査委員會ヲ開設セントスルトキ又ハ當該官吏ヲシテ調査委員會ヲ開設セントスルトキ又ハ當事者雙方ニ之ヲ通知スベシ
 - 第三條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ同條第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ改ム
 - 行政官廳ハ當事者雙方ノ同意アリタルトキハ前項ニ定ムル委員ノ數ヲ増減スルコトヲ得
 - 第九條ニ左ノ二項ヲ加フ
當該官吏調査委員會ニ關スル調査手續ヲ爲ス場合ニ於テハ第二條ノ規定ニ依リ通知アリタル日ヨリ十日以内ニ調査審理手續ヲ終了スルコトヲ要ス